

## 既存の戸建て住宅をグループホーム等として活用する場合の取扱い(案)について

- 障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活をするためには、グループホーム等の住まいの場の確保が重要となっておりますが、他の都道府県と比較して本県の人口当たりのサービス利用者数は非常に少ない状況にあるため、第3期愛知県障害福祉計画（24～26年度）において、平成26年度の定員数を22年度末の定員数の2倍とすることを目標に、促進を図ることとしております。
- グループホーム等は、一般的には建築基準法上「寄宿舍」の規定が適用されるため、防火間仕切り壁の設置などが必要となり、既存の戸建て住宅を活用してグループホーム等を開設する場合でも大規模改修工事を行わなければならないなど、活用がしづらい状況となっております。
- 事業者側からは、グループホーム等を増やしていくために、既存住宅を活用しやすくしてほしい、という意見が寄せられておりました。
- 一方で、グループホーム等は障害のある人の住まいの場であり、防火や防災面で安全を確保する必要があります。
- このため、行政機関、学識経験者、事業者及び障害当事者を構成員とする連絡会議を設置し、建築基準法上の取扱い及び安全確保策について、議論いただきました。

その結果、既存の戸建て住宅をグループホーム等として活用する場合の建築基準法上の取扱い及び安全確保策の案をまとめ、次のとおり、県民の皆様からの御意見を募集いたしました。

### 1. 既存の戸建て住宅をグループホーム等として活用する場合の取扱い(案) 別紙「概要」のとおり

### 2. 意見募集（パブリックコメント）期間

平成25年10月28日（月）から平成25年11月27日（水）

## 【参 考】

## 1 連絡会議構成員

## ◆行政関係

- 県：健康福祉部障害福祉課長、建設部建築担当局建築指導課長、防災局消防保安課長
- 市町村：関係所管課職員（課長補佐級以上）
  - ・ **障害福祉関係**〔事業所指定権限を有する市〕名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市  
〔県が指定する区域の市町村〕半田市、春日井市、豊川市(建築と合わせている)
  - ・ **建築関係**〔特定行政庁〕名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、春日井市  
〔限定特定行政庁〕半田市、豊川市、安城市(グループホームを多く有する市)
  - ・ **消防関係**名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、半田市、春日井市、豊川市(福祉と合わせている)

## ◆事業者等

- 社会福祉法人むそう、NPO 法人ふわり 理事長 戸枝陽基氏
- 愛知県知的障害者福祉施設協会地域支援部(グループホーム部会)会長、(社福)愛光園 まどか管理者 渡部等氏

## ◆有識者等

- 福祉関係：
  - ・ 日本グループホーム学会代表 山田 優氏
  - ・ 神戸大学大学院工学研究科 大西一嘉氏
- 建築関係：
  - ・ 愛知県開発審査会委員、東海学園大学教育学部教授 宮崎幸恵氏
  - ・ 愛知県建築審査会委員、名古屋大学大学院環境学研究科准教授 小松尚氏
- 当事者等：身体・知的・精神障害者又は家族

## 2 連絡会議の検討内容

- 第1回（平成25年5月29日（水））
  - ・ 見直しの必要性及び事業者からの意見
  - ・ 規制緩和を行った場合の課題・問題点及び対応策
- 第2回（平成25年6月25日（火））
  - ・ 建築基準の取扱い要件の素案に対する意見
  - ・ 安全確保策や事業所審査・指導の取扱いの素案に対する意見
  - ・ 学識経験者、事業者、障害当事者からの意見
- 第3回：平成25年9月30日（月）
  - ・ 既存の戸建て住宅をグループホーム等として活用する場合の取扱い（案）に対する最終確認